平成２１年（フ）第３７１号
福島県須賀川市影沼町111番地３　カゲヌマハウス10―202号
債務者　中川　健太
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第３７３号
福島県郡山市富田町字大徳南10番地の29
債務者　奥村　博
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第８号
埼玉県狭山市狭山18番26号　テラスグランデール101
債務者　金城　守
1　決定年月日時　平成22年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第３７６号
長野県松本市並柳３丁目６番28号　ラシュレ・レバントB203号
債務者　細川美智代
1　決定年月日時　平成22年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第４００号
長野県塩尻市大字大門50番地３　スカイコーポ203
債務者　荻上　昭二
1　決定年月日時　平成22年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第１１７号
長野県諏訪市大字湖南4438番地の１
債務者　濵　明美
1　決定年月日時　平成22年１月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで　長野地方裁判所諏訪支部

平成２１年（フ）第１３４号
長野県諏訪郡下諏訪町8809番地３、前住所長野県岡谷市湖畔２丁目３番５号
債務者　濱田　光弘
1　決定年月日時　平成22年１月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで　長野地方裁判所諏訪支部

平成２１年（フ）第１６６４号
神戸市兵庫区西多聞通１丁目３番28号　フラワーマンション101号
債務者　平村邦英こと　朴　邦英
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１７０３号
神戸市長田区二葉町８丁目６番16号
債務者　荒井こと　朴　明順
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１７０４号
神戸市長田区片山町４丁目２番71号片山ハイツＡ―１
債務者　荒井こと　鄭　幸代
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１７１０号
神戸市須磨区東落合３丁目６番26号　コスモハイツ東落合210号、従前の住所神戸市西区池上１丁目12番地の１
債務者　髙松　純一
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１７４９号
神戸市須磨区千歳町４丁目３番26―206号
債務者　齋藤　一絵
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１７５２号
神戸市須磨区妙法寺字桜ノ界地５番地　双葉荘２Ｆ
債務者　山下　佳補
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１７７６号
神戸市兵庫区本町１丁目４番23号　永井マンション401号、住民票上の住所神戸市兵庫区吉田町１丁目２番90―203号
債務者　藤田　芳弘
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１７８４号
神戸市兵庫区氷室町２丁目２番32号田中文化101、前住所福岡県筑紫野市二日市中央１丁目５番27号
債務者　山口　貴子
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１７８９号
神戸市中央区熊内町９丁目３番18号　ニュー滝101号
債務者　井上　華代
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１１１３号
兵庫県尼崎市食満２丁目17番７―211号
債務者　槇田　由紀
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係